



Title	吐魯番出土文物研究会會報 第107号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会會報. 1995, 107, p. 1-10
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78918
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第107号

1995年11月1日
吐魯番出土文物研究会

目 次

第7回吐魯番出土文物研究会大会の記録	1
〈発表原稿〉「唐西州某頭考」	關尾 史郎 5

第7回吐魯番出土文物研究会大会の記録

活動報告

第7回大会

期 間：1995年7月31日（月）～8月2日（水）／2泊3日

会 場：龍谷大学文学部（京都市下京区）

参加者：浅田かおり（早稲田大学学生）

荒川 正晴（早稲田大学第二文学部）

伊藤 敏雄（大阪教育大学教育学部）

井上 茂洋（東海大学学生）

井上 徳子（京都大学研修員）

板垣 明（中央大学大学院生）

片山 章雄（東海大学文学部）

斉藤 達也（国際仏教学研究センター）

白須 浄真（広島県立廿日市西高等学校）

關尾 史郎（新潟大学人文学部）

竹内 智子（中央大学大学院生）

福原 啓郎（京都外国語大学外国語学部）

北條 祐英（東海大学研修員）

本間 寛之（早稲田大学大学院生）

山口 洋（東洋文庫奨励研究員）

* 本年も大会の開催にあたっては、龍谷大学文学部の小田義久先生と北村高氏に会場の提供や準備その他でご高配を賜りました。

* また本年は通常の発表と大谷文書の閲覧以外にも、話題提供やミニ・シンポジウムなどを企画致しましたが、本誌には、通常の発表の要旨を掲載しました（このうち、關尾の発表「唐西州文書にみえる「×頭」について—その統一的理解をめざして—」については、9月に湖北省の武漢大学を会場にして開かれた中国唐史学会国際学術研究会への提出論文「唐西州〈某頭〉考」の日文原稿「唐西州「某頭」考」を掲載しました）。

※ 発 表 要 旨

■ 片山 章雄「旅順・新疆旅行報告（その1）」

0. 旅行の概要 1995年7月19日から27日にかけて、別府の大谷記念館が企画・主催した中国旅行に参加し、東北の大連・旅順、新疆の烏魯木齊・吐魯番を主に回った。一行は計6名、行程と宿泊地（下線）を示せば、福岡－大連－旅順－大連－北京－烏魯木齊－吐魯番－アスターナ・高昌故城・鄯善県・ベゼクリク－吐魯番－交河故城・吐魯番博物館、他－吐魯番－烏魯木齊－北京－福岡、であった。

1. 大連・旅順 大連観光は旧満鉄＝南満洲鉄道株式会社の建物（本社・病院・大連図書館跡）や旧ヤマトホテル・旧東本願寺など。リーフレットに旅順へは「合弁企業の特別許可があれば日帰りの旅が可能」とあり、ガイドは「年間600人まで」というので旅順博物館を目指す。上山大峻先生からの紹介文とガイドの緊密な連絡で状況によっては館長が途中まで出迎えるとのこと、幸い3度の検問のみで市街に入り旅順口経由で博物館に到着した（ここまでカメラ・ビデオの制限なし）。入館者や売店から外国人に未開放の地方博物館と実感、館内は撮影禁止ゆえ観覧とメモのみ。各室とも、解説表示以外の陳列ケースなどは戦前・日本時代の図録・絵葉書に見える様子と同じ雰囲気。大谷探検隊の新疆将来品の一部は日本でも展覧されたが（『会報』第84号の拙文参照）、展示ではその時の品々と一部出入りあり。気になった1点として、20.1414 という、おそらく文書ではない区分の番号が付された吐魯番出土の彩画紙片で裏面の物価文書（前後・上部欠、7行）が裏字で透けて見えるものがあった（貼付け台紙右上表に「turfan(G)」、同裏に「7.5.268」とペン書き）。録文作成中にミイラ6体を含む隣室の展示品に割く時間も考え右往左往、そこへ王珍仁副研究員が来て相互に挨拶、間もなく貴賓室で劉広堂館長を含め懇談、中・日・韓の大谷隊将来品を一堂に会することが可能かなどと本音に触れる話にも及んだ。約1時間の後、一行は出版物若干の寄贈を受けて館前で記念撮影、大連への帰途について。

2. 新疆（吐魯番を中心として） アスターナ古墳への経路に関し、ビデオ撮影、車のメーターと方位磁石、火陷山の方向などと地図から距離・方向を再確認。見学地域の墳墓の一部についても既公表の墳墓図を再確認。高昌故城への経路でも上記同様の作業。故城では写真集『中国新疆・吐魯番』1989年と『クォーク』1992年11月号掲載の航空写真を利用して見学（ビデオ禁止）。売人が相次いで「高昌吉利」との古銭を持参、一行は贗品であっても参考にと初め2点を購入、その後良品と思われるものも1点購入。交河故城ではプレート表示から官署跡で1994年に発掘成果があったことなどを知り、最近の冊子で区文化庁・地区文物局合編、ユネスコのシール貼付の『交河故城』1995年も購入・参照した。吐魯番博物館では柳洪亮館長が不在、伏羲女媧図や高昌吉利銭を含め陳列品を見て売店で図書・雑誌等を購入。烏魯木齊滞在は往路復路との短時間、毎度ながら新疆維吾爾自治区博物館だけは見学した。

（報告時には自身で作成した上記物価文書の録文、アスターナ・高昌故城への略図、分布墳墓部分図および参考購入した「高昌吉利」3点を含めて提示し、また書店・博物館・遺跡売店等で購入した図書等のリストを配布した。）

■ 井上 徳子「敦煌祁家湾西晋十六国墓とその出土品にみる二、三の特徴」

敦煌県城の東西には、総面積がそれぞれ100km²に及ぶ古墓群が広がり、漢から唐、あるいは宋元に至る時代の古墓が万単位で散在している。このうち西晋十六国墓について、県城の東側に広がる佛爺廟・新店台・義園湾古墓群に関しては、1944年の歴史語言研究所西北科学考察団歴史考古組によるも

の以降、数次にわたって調査され、その成果が報告されてきた。一方、県城の西側に広がる祁家湾古墓群については、1944年の調査隊によってその存在が確認されているが、発掘報告が出されたのは、1975年から76年にかけて敦煌県博物館が調査・発掘した3座のうちの1座のみであった（『敦煌吐魯番文献研究論集』第4輯、1987年、北京大学出版社、所収）。

1994年4月に出版された『敦煌祁家湾西晋十六国墓葬』（文物出版社）は、1985年8月から11月までの3か月余りの間に祁家湾で調査された西晋十六国墓117座（M201～236、M301～381）の発掘報告書である。これは、祁家湾古墓群についてのはじめてのまとまった発掘報告書であり、またこれほど大量の墓葬を一度に扱った発掘報告は、現在のところ、敦煌県城東側の古墓群においても、また敦煌以外の河西地方の西晋十六国墓においてもなされていない。今回はこの発掘報告書を紹介・整理しながら、問題点をあげる。

I 敦煌県城を挟む東西古墓群の相違

墓葬時期からみると、西側の祁家湾古墓群は西晋前期～北凉・西凉時期（陶罐にみえる紀年は咸寧二年[276]八月から玄始九年[420]九月のあいだ）、東側の佛爺廟・新店台・義園湾古墓群は西晋～北朝期（陶罐にみえる紀年は永嘉三年[309]正月から玄始十年[421]八月のあいだ）とあることから、西側と東側の造営時期はほぼ重なっており、両者がほぼ並行して営まれていたことがわかる。陶罐紀年では西側で東側より30年ほど古いものがみえるが、これから即座に西側の墓葬が、東側の墓葬より先行して築造されたと断じることはできないだろう。

墓の建造様式は、東側では斜坡墓道洞室墓・斜坡墓道礫岩洞室墓・斜坡墓道砂礫岩洞室墓と報告されているものが大半で、前室が磚室墓で後室が磚を用いていない双室墓、円形竪穴墓それぞれ1座が含まれる。一方、西側で今回報告されているものはすべて斜坡墓道土洞室墓であったが、1987年報告の1座は磚室墓であった。この磚室墓は現在、祁家湾のみならず敦煌で唯一報告されている磚室墓であり、しかも比較的規模の大きな墓である。この磚室墓が例外的なものなのかどうかは、現段階では不明である。墓のおおよその規模を比較すると（データは省略、以下同）、西側が東側よりやや小さいものの、さしたる差はみられない。また墓室の形も、正方形、長方形、刀型いずれかの単室墓を基本に、前後室、龕、耳室が付属する点、塋域が一部にみられる点においても相違がみられなかった。出土品については、貨幣の検討に限ったが、ここにおいても両者の差が顕著に出ることはなかった。さらに他の出土品、遺体の埋葬方法、陶罐の銘文などの分析を行う必要がある。

II 敦煌墓と武威、酒泉・嘉峪関墓の相違

敦煌県城を挟む東西両墓群の相違が大きく出ない今、両者を敦煌墓としてまとめて、河西地方の他地域における同時期の墓葬と比較すると、現在報告されている限りにおいて、武威、酒泉・嘉峪関墓はすべて磚室墓であり、規模も敦煌墓より大きいなど、相違点が出てくる。特に武威墓はかなり大きく、墓室の一辺が敦煌墓より1m以上長い。ただし、発掘報告がなされている武威、酒泉・嘉峪関の墓葬数は、敦煌墓に比べて少なく、また大規模な墓葬や、画像磚が大量に使用されている壮麗な墓葬の報告が先行して行われている可能性もあり、単純に比較することはできない。しかし、これらの墓葬の比較は、この時期の河西地方の理解の手がかりにならないか。

『晋書』などの編纂史料には「河西一統」など、河西は統一されるべきだという考え方がしばしばみられ、またわれわれも、河西地方をまとまった一つのエリアとして扱いがちである。確かに、河西地方は地理的に一つのまとまりのあるものにみえ、また実際、五凉時代をはじめ、この地域がまとまって中原から独立した政権を形成することがよくみられる。しかし、河西地方の都市には共通性があるとともに、それぞれが独自の特徴を持つと考えられる。河西地方内の同時期の墓葬に相違があり、地理的に中原に近い地域ほど、中原の墓葬形式に似ていることは、この時期の河西地方の理解の一助になると考える。

■荒川 正晴「唐河西道における遞送体制について」

トゥルファン出土文書は、周知のように、豊富な内容を有する貴重な一次史料として、現在内陸アジアや中国の歴史研究に活用されているが、中でも注目されるのは、広い意味での交通関係の文書が多く認められることである。とりわけ、唐の西州都督府に置かれていた長行坊に関係する文書は、まとまった形で残されており、それらの分析を通じて、唐の支配下の当地にどのような公用交通体制が構築されていたのか、その詳細が明らかとなる。ただしこうした研究が、単に地域内における交通運用の実態解明にとどまるのではなく、一度、それを唐全体の交通体制の上に位置づける作業が必要であることも言うまでもない。本報告は、こうした立場から、唐全体にかかわる公用交通体制の検討を踏まえ、実際に西州都督府を包含する河西以西地域（河西道）に形成されていた遞送体制について考察したものである。

中国における公用交通制度は一般に駅伝制度と呼ばれるが、この語は、この交通制度が本来「駅」と「伝」とからなっていたことを明瞭に示している。唐の時代も、律令に規定されたこの「駅」・「伝」制度を公用交通の柱とし、その交通・運輸体制の整備がはかられていた。

この「駅」・「伝」制度のもう一つの大きな特色は、公用旅行者・使者に対して、馬蓄や糧食を遞給して送ってゆく、いわば国家丸がかえの状態で遞送してゆくことにあり、それを機能的に支えるため、「駅」・「伝」制度は、駅を遞送の単位とする全国的な交通網と、県を遞送単位とする全国的なそれとの二重的な構造からなっていた。それに対応して、それぞれの遞送網を利用するに当たっては、公用旅行者に対して公の利用許可書を区別して発給しており、駅を利用する場合には符券を、また伝を利用する場合には遞牒を支給されることが不可欠となっていた。

また道路（公道）の整備もこれに応じて、駅を配備する駅道と、県を結ぶ県道が設定されていたことがうかがえる。つまり各州県領内において、限定的に設けられた駅道がすべての県を通過しているはずもなく、それに外れた県は県道によってのみ結ばれていたのである。これら両道が中央および地方州県の行政公務を支えていたものと見られ、「駅」は駅道によって緊急時の通信を主任務とし、また「伝」は、この県道あるいは駅道を往来することによって、諸県間の交通・運輸を担っていた。交通機能の側面からしても、「伝」は「駅」の限定された機能を補完する働きをしていたのである。

ただし、その運用においては、「駅」・「伝」いずれも、県で徴発された丁夫によってその遞送活動が維持されており、県における力役徴発が維持されることが前提となる交通組織であった。即ち、「駅」は免課の色役とされる駅長・駅丁が各駅に配されて運用され、駅道に限定されたその交通機能を支えたのに対して、「伝」は、基本的に各県単位に伝馬（伝送馬）が馬坊に配備され、色役や雑徭で徴発された馬子たちがその飼養や県道間の引導に当たっていたのである。

さらに、この県を単位に遞送されていたのは、公務によって遞送された官吏ばかりでなく、私的な過所取得の往来人であっても、遞牒を得れば、また県を単位に遞送されていた。即ち、県は公認された広範な往来者を遞送する場となっていたという背景があり、「伝」はその上に立脚して機能する交通システムであったのである。

唐以前に遡ってパースペクティブに見れば、これは、漢代に既に認められる「駅」と県ごとに置かれた「伝」の交通組織と密接に関連したものと考えられる。

河西以西地域（河西道）においても、こうした構造をもつ遞送網が、内地同様の州県郷里が設置されたトゥルファン・北庭地域にいたるまで導入されており、その設置の実態は多くのトゥルファン文書や敦煌文書に見えている。それによれば、当初、「駅」制だけは長安から延びる駅道上にトゥルファンまでは確実に設置されていたが、「伝」制については、涼州都督府管内（河西地域）では県の馬坊に伝馬が設置されたのに対して、西州都督府においては、その当初より伝馬ではなく長行馬が馬坊（長行坊）に配備されていたことが知られる。さらに、河西地域と同じように差遣される遞送夫（馬

子)は各県から徴発される体制にあったものの、明らかに伝馬の場合と異なるのは、馬蓄を管理する馬坊は県だけでなく、州府にも配備されていたことである。しかも馬坊の責任者として専当官(県丞が兼任)が設けられ、その馬蓄の州槽での飼養や長行群での放牧に当たっては、基本的に兵員(府兵)が差配されていたことがうかがえる。また遞送体制の点から見れば、西州府では県レベルでの遞送と並んで、州から州への遠距離にわたる遞送が行われていたことが知られるのである。

こうした遞送馬の配備・管理状況の違いは、トゥルファン地域の自然地理的な環境や、そうした環境で歴史的に構築されてきた交通体制、さらには征服当初より唐の鎮守軍が駐留するトゥルファンの特殊事情のためであったと見られ、遞送を担う馬坊の設置が、各州県における交通事情や統治状況に対応していたことがわかる。

またこうした官が配備させた遞送馬は、中央から地方への官吏の赴任や官員の往来のほか、官物輸送にも利用されているが、それは基本的に国家の責任で輸送すべき官物・軍物の送達に限定されていた。従って、地方諸州の税収物の中央および指定された送納地点への輸送は、その一切が州の責務とされ、国はただそれら税物を送達指定地で受け取る原則であったため、こうした遞送馬は用いられなかった。つまり、州による官物輸送隊たる行綱が派遣され、和雇送達体制による輸送が唐初より確立していた如くである。これに対して、国が一旦受け取った財物を支用地まで輸送するのは、官物の輸送として当然国が自ら事に当たらねばならず、河西道にあっても、涼州に送られた税物を河西以西地域に軍物として送達する場合は、遞牒による「伝」の使用が許され、その旨中央より指示が出されていた。そもそもこうした交通条件が厳しい辺境周辺地域においては、唐の統治を維持するために、官により遞送組織を充実させる必要性が内在しており、この点河西道などには必然的に「駅」・「伝」の役務が重く課せられていたと思われる。『陳子昂集』巻8「上蜀川軍事」にも、「隴右および河西諸州は、軍国に資する所、郵駅を給する所」と見え、当地において郵駅(伝駅)負担が重かったことを伝えている。もちろん、軍需物資の輸送にあたっては、臨時的に「頓」を設置して人馬を徴発し、その輸送に使用することがあり、遞牒による遞送がすべてではないことは言うまでもないが、河西以西地域では、この軍需物資の輸送を担う重要な交通機関として、州県に設置された馬坊が位置づけられていたのである。

〈発表原稿〉

唐西州「某頭」考

關尾史郎

はじめに

日本の大谷探検隊が今世紀初頭、吐魯番から将来した大谷文書のなかに、「佃人文書」と呼ばれる文書群がある。この文書群については、周藤吉之氏⁽¹⁾をはじめ多くの研究者が言及しているが、この文書群を作成したのが「堰頭」と呼ばれる存在であった。この「堰頭」の性格について、日本では周藤氏のほか、佐藤武敏⁽²⁾、好並隆司⁽³⁾、および池田温⁽⁴⁾の各氏が検討を加えているが、「堰頭」は「佃人文書」以外では、納税証明書ともいふべき「領抄文書」にも、その交付者として登場している。

唐西州時代の「領抄文書」は約90点ばかり確認されており⁽⁵⁾、縣尉、縣典、主簿、および里正などがその交付者となっている。しかし一方ではまた、「堰頭」以外にも、「刺頭」、「團頭」、「隊頭」、および「縑頭」など、「某頭」といった存在も交付者として見えている。このうち「團頭」と「隊頭」は「領抄文書」以外の西州文書にも散見される。さらに『吐魯番出土文書』に収録された文

書には、これ以外の「某頭」も見えている。

そこで本報告では、西州文書に登場する「某頭」なる存在について紹介し、あわせて若干の検討を行うことにしたい。

I. 諸種文書に見える「某頭」

1. 「領抄文書」だけに見える「某頭」

「領抄文書」だけに見える「某頭」は、「刺頭」と「縹頭」である。先ず「刺頭」から。

(1) 「刺頭」

「刺頭」が登場する「領抄文書」は以下の3点である。

㉑「唐開元廿九（七四一）年某人付税錢殘抄」

㉒「唐開元廿九（七四一）年？□陽付修赤亭鎮夫價錢抄」（以上、BL.OR.8212-601(M347)〈録〉『籍帳研究』,437）

㉓「唐開元年間（七一三～七四一）？周□？納大税錢殘抄」（大谷4890〈録〉『籍帳研究』,438）

「刺頭」の「刺」字は、羊刺という名の草のことであろう。高昌国時代も「刺薪」という税が課せられていたが⁽⁶⁾、西州時代も戸税（大税錢）が、草（刺柴）で納入されることがあった⁽⁷⁾。㉑と㉓は、戸税の納入に対して交付された領収書であるから、「刺頭」は戸税（大税錢・刺柴）の徴収や集計に関与していたと考えられる。

(2) 「縹頭」

「縹頭」に関する「領抄文書」は1点だけである。

㉔「唐上元二（七六一）年八月周思温付科戸縹價錢抄」（大谷5793〈録〉『籍帳研究』,443）

長行坊や瀚海軍の「預放縹布」に関する「領抄文書」が多数出土しており、これもそれに関連したものであるが、「縹頭」はこれらの徴収や集計に関与していたのであろう。

2. 「領抄文書」と諸種文書に見える「某頭」

これに該当するのは、「團頭」と「隊頭」である。「堰頭」については、あらためて検討する。「團頭」から見てゆく。

(1) 「團頭」

㉕「唐天寶四（七四五）載？十月周□納戸収草夫價錢・糧抄」（大谷4906〈録〉『籍帳研究』,441）

㉖「唐年次未詳（七世紀末期？）西州高昌縣下團頭帖爲追送銅匠造供客器事」（64TAM35:25〈録〉『文書』VII,452）

㉗「唐年次未詳殘文書」（寧楽27=日比野43〈録〉「蒲昌府」,303）

3点のうち、㉕だけが「領抄文書」である。戸税に関する領収書である㉕を、「刺頭」ではなく、「團頭」が交付した理由は不明である。㉖の「團頭」については、折衝府の軍団の長である「校尉」とする説⁽⁸⁾と、「在地地域社会の互助組織団体」の「筆頭責任者」とする説⁽⁹⁾があるが、㉗も含めて後者の説のほうが、妥当であると思われる。

(2) 「隊頭」

㉘「唐寶應元（七六二）年十一月周義敏納番課縹布抄」（大谷5824〈録〉『籍帳研究』,443）

㉙「唐寶應二（七六三）年？三月周義敏納番課縹布抄」（大谷5825〈録〉『籍帳研究』,444）

㉚「唐垂拱四（六八八）年四月隊佐張玄泰牒爲通當隊隊陪事」（73TAM222:1(a)〈録〉『文書』VII,135）

㉛「唐先天二（七一三）年九月隊副王奉瓊牒爲當隊兵見在及不到人事」（67TAM83:7〈録〉『文

書』Ⅷ, 18)

- ㉔「唐年次未詳（八世紀前期）當隊兵死亡・抽調・見在牒」（67TAM83:9/1〈録〉『文書』Ⅷ, 20）
- ㉕「唐年次未詳（八世紀中期）土右營下牒建忠趙伍那爲催徵隊頭田忠志等欠錢事」（72TAM178:6〈録〉『文書』Ⅷ, 388）
- ㉖「唐年次未詳（八世紀後期）曹忠敏上隊頭牒爲訴被郭將軍棒打事」（64TAM37:22〈録〉『文書』Ⅸ, 160）

㉔と㉕はともに、番役負担を縹布で代納した際に交付された「領抄文書」である。

また㉔から㉖までの5点はいずれも府兵制に関わる文書である。とくに㉔は行軍の部隊形式を示したもののだが⁽¹⁰⁾、行軍制度においては、折衝府の隊正（正9品下）が「隊頭」に移行すると考えられているので⁽¹¹⁾、これら5点の文書に見えている「隊頭」は元来隊正であったと理解すべきであろう。「隊頭」は隊正としては官品を有していて、一般の兵士である府兵とは明確に区別される存在だが、㉔では一般の兵士とともに列挙されている。

㉔や㉕も負担の性格から判断して、府兵制に係る「領抄文書」と思われるが、行軍制度における「隊頭」が文書の交付者になっている理由については説明できない。

3. 諸種文書だけに見える「某頭」

これに該当するのは、「作頭」、「匠頭」、「甲頭」、「槽頭」、および「保頭」などである。

(1) 「作頭」

- ㉗「周年次未詳陰倉子等城作名籍」（64TAM35:39(b)〈録〉『文書』Ⅶ, 446）
- ㉘「唐上元二（七六一）年正月柳中縣界長行小作具元収・破用粟草束數請處分状」（73TAM506:4/38〈録〉『文書』Ⅹ, 249）
- ㉙「唐上元二（七六一）年正月蒲昌縣界長行小作具収支飼草數請處分状」（73TAM506:4/40〈録〉『文書』Ⅹ, 253）

このうち㉗は、「周證聖元（六九五）年六月前官陰名子牒爲官荀内作夫役頻追不到事」（64TAM35:39(a)〈録〉『文書』Ⅶ, 444）の紙背であり、こちらは夫（雑徭）による労働（作）に関わる内容を有する。「作頭」とは、労働現場における「作夫」のリーダーのごとき存在ではないだろうか。自身も元来「作夫」であったことは、「作頭」も「作夫」のリスト中に名が見えていることから疑いない。また㉘と㉙の内容は、「長行小作」（長行坊の経費捻出のための諸労働であろう）の収支決算だが、「作頭」とは別に「作官」という官名が見えているので、やはり「作頭」の権限は限定されていたものと思われる。

(2) 「匠頭」

- ㉚「唐貞觀十八（六四四）年五月鎮兵董君生等牒爲給抄及送納等事」（66TAM44:11/1〈録〉『文書』Ⅵ, 128）

ここに見えている「匠頭康始延」（画指あり）は、伴出の「唐貞觀十八（六四四）年六月匠康始延等請給物牒」（66TAM44:11/10(a)〈録〉『文書』Ⅵ, 130）では、「匠」とのみあるので、自身も元来「匠」の一人だったと考えられる。おそらくはなんらかの方法によって、「匠」のなかから選ばれて「匠頭」の任についたものと思われる。その点では、「作頭」と同じだったのではなかろうか。

(3) 「甲頭」

- ㉛「周大足元（七〇一）年十二月西州柳中縣籍」（65TAM341:28/1(a)〈録〉『文書』Ⅷ, 114）

これについては、読み方も含めて全く不明である。ご教示を願いたい。

(4) 「槽頭」

- ㉔ 「唐天寶十三～十四（七五〇～七五一）載交河郡長行坊支貯馬料文卷」（73TAM506:4/32-1,4/32-4,4/32-15〈録〉『文書』X, 59,106,166）
- ㉕ 「唐神龍元（七〇五）年三月天山縣録申上西州兵曹爲長行馬在路致死事」（BL.OR. 8212-557(M301)〈録〉『斯坦因』,256）
- ㉖ 「唐神龍元（七〇五）年三月西州都督府兵曹處分死馬案卷」（BL.OR.8212-558(M302)〈録〉『斯坦因』,253）
- ㉗ 「唐開元十（七二二）年張從牒爲計蒲昌郡長行馬事」（BL.OR.8212-565(M309)〈録〉『斯坦因』,210）

㉔では「槽頭」が、長行坊に所属する馬匹の飼料の受取人として「馬子」や「健兒」、さらには「行官」・「押官」・「獸醫」・「虞候」などに混じって見えている。元来は兵士だった可能性もある。㉕以下の3点も長行坊に関する文書であり、「槽頭」が長行坊において一定の役割を果たしていたことがわかるが、㉖の押署の位置から判断して、兵曹參軍よりも下位にあったことは疑いない。

(5) 「保頭」

- ㉘ 「唐年次未詳（八世紀中期？）西州天山縣申西州戸曹狀爲張无瑒請往北庭請兄祿事」（73TAM509:8/5(a)〈録〉『文書』IX,135）
- ㉙ 「唐廣德三（七六五）年二月西州交河縣保頭令狐義詮等官粟貸付文書」
- ㉚ 「唐廣德三（七六五）年二月西州交河縣保頭宋虔祐等官粟貸付文書」
- ㉛ 「唐廣德三（七六五）年二月西州交河縣保頭蘇大方等官粟貸付文書」（以上3点、DA.T. III,315〈録〉『家族村落法』,673）

㉙～㉛の3点に見えている「保頭」は、5家から成る「保」の代表であり、残りの4家は「保内」と表記されている（ただし、5家全部を「保人」と称している文書もある）。この「保頭」は、『大唐六典』卷3尚書戸部に「五家爲保、保有長」とある「保長」に相当すると思われるが、「隊正」と「隊頭」のように、職務内容によって名称を使い分けていたのかもしれない。なお㉛の「保頭」も里正と併記されているので、㉙以下と同じと考えてよいだろう。

4. まとめ

以上、さまざまな「某頭」について検討を加えた。なかには「甲頭」のように性格も職掌も全くわからないものもあるが、「作頭」、「匠頭」、および「保頭」などは、それぞれ「作夫」、「匠」、および「保」（5家）のなかから選出されたものであることは疑いなく、リーダーないしは責任者ともいうべき存在であったと考えられる。したがって彼らはいずれも官品を有する官人ではなく、一般の民戸だったとすべきであろう。

またこのうちで、「作頭」は民戸に賦課された徭役労働に関わる存在であった。「保頭」もここでは、貸与された官粟の返済という負担に関わって登場している。とすれば、やはり諸税の負担に関わる「刺頭」や「縹頭」も、「作頭」や「保頭」などと同じようにその本質は民戸であって、それぞれの税の徴収と納入を円滑に行なうために、納税者の集団から選出されたものと考えすることはできないだろうか。ようするに「作頭」も「作夫」であったように、「刺頭」や「縹頭」自身も戸税や縹布を納入する義務を負っているが、いっぽうでは集団の構成員からの税の納入を受け取り、かつそれを集計するような任務を果たしていたと考えられることができるのである。

このような理解をふまえ、以下では「堰頭」について検討してみよう。

II. 「堰頭」

ここでは、「領抄文書」と「佃人文書」に見えている「堰頭」を個別に見てゆく。

1. 「領抄文書」に見える「堰頭」

㊤「唐開元年間（七一三～七四一）？周□？納大税錢殘抄」（大谷4890〈録〉『籍帳研究』,438）
「領抄文書」はこの1点だけで、これは「刺頭」の㊤文書と同じ文書である。そればかりか、同じ人物（曾思禮）が、「堰頭」と「刺頭」という2つの肩書きを使い分けているのである。この記述に誤りがなければ、曾思禮は「堰頭」であると同時に「刺頭」でもあったということになる。同じ税種に属する税の納入に際して肩書きを使い分ける必要があったとは思えないので、あるいは誤記だったのかもしれないが、自分の肩書きを間違えるということは考えられないので、彼が「堰頭」も兼ねていたことは事実であろう。「堰頭」はその程度の位置だったということである。

2. 「佃人文書」に見える「堰頭」⁽¹²⁾

- ㊤「周如意元（六九二）年八月堰頭令狐定忠牒爲申報青苗畝數及佃人姓名事」（73TAM501:109/2〈録〉『文書』VII,186）
- ㊦「周如意元（六九二）年九月堰頭魏君富殘牒」（73TAM501:109/1〈録〉『文書』VII,187）
- ㊧「周年次未詳（七世紀末期）某渠第二堰堰頭左洛豐殘牒」（73TAM501:109/5-6〈録〉『文書』VII,200）
- ㊨「唐年次未詳（七世紀後期）西州堰頭楊朝禿牒」（大谷3519〈録〉『籍帳研究』,321）
- ㊩「周天授二（六九一）年西州高昌縣諸堰頭等申青苗畝數佃人牒（九件）」（大谷2368, 2369〈録〉『籍帳研究』,323）
- ㊪「周如意元（六九二）年西州高昌縣諸堰頭等申青苗畝數佃人牒（二一件）」（大谷2372,2374,1215,1217,3158,3364,1258,1047,1255〈録〉『籍帳研究』,325以下）
- ㊫「周如意元（六九二）年西州高昌縣諸堰頭等申青苗畝數佃人牒（六件）」（大谷2847,1210〈録〉『籍帳研究』,333）

「佃人文書」によると、文書の作成者である「堰頭」も、当該の堰の受益者であったことがわかる。例えば、㊤では「堰頭」の骨惡是と康羲子がともに佃人として名が見えており、㊨では康力相が自佃、汜嘉祚が佃人として、㊫では竹辰住が自佃として見えている。ようするに、「堰頭」は、県に対して作付面積とその耕作者を報告する「佃人文書」の作成者であると同時に、自分自身が耕作者だったのである。すなわち「堰頭」は、当該の堰の受益者である耕作者の集団のなかから、なんらかの方法によって選出されたと考えられるのである。したがって彼らも一般の民戸以上ではなかったと理解すべきであろう。多くの「佃人文書」に彼らの画指があるのもそのためであろう⁽¹³⁾。

3. まとめ

以上、「堰頭」について見てきた。「堰頭」も官品を有する官人とは考えられず、当該の堰の受益者である耕作者のなかから選出されたものだったのである。つまり彼自身耕作者でありながら、同じ堰に属する田土とそれを耕作している民戸を調査し、それを県に報告する義務を負っていたのである。このような調査がどうしても必要だったのか、明らかではないが、あるいはなんらかの税を賦課するための基礎資料だったのではあるまいか。もしそのような推測が許されるとすれば、その税の徴収や納入の受取り、そして集計も堰単位で行なわれたはずで、「堰頭」こそその主体としての地位を占めたものと思われるが、残念ながら推測の域を出ない。

おわりに

以上、本報告では吐魯番出土の西州文書に見える「某頭」なる存在に注目し、その性格や職掌について検討してきた。分析を十分に深めることができなかつたばかりか、見落とした文書もなお少なくないと思う。ご教示とご批判を得て、あらためて検討の機会をもつ予定である。

(完)

【註】

- (1) 周藤吉之「佃人文書の研究－唐代前期の佃人制－」（同氏『唐宋社会経済史研究』東京 東京大学出版会、1965年、所収）。
- (2) 佐藤武敏「唐代地方における水利施設の管理」（『中国水利史研究』第3号、1967年）。
- (3) 好並隆司「水利慣行と法律」（同氏『中国水利史研究論攷』岡山 岡山大学文学部、1993年、所収）。
- (4) 池田温「中国古代の租佃契（中）」（『東京大学東洋文化研究所紀要』第60冊、1973年）。
- (5) 關尾「中央アジア出土唐代領抄文書一覧」（本誌第58, 94号、1991, 93年）、参照。
- (6) 陳仲安「試釈高昌王国文書中之「劑」字－遼朝税制管窺－」（唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』二編 武漢 武漢大学出版社、1990年）、参照。
- (7) 周藤吉之「唐代中期における戸税の研究－「周氏一族文書」を中心として－」（同氏、前掲『唐宋社会経済史研究』、所収）、参照。
- (8) 日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」（『東方学報』京都第33冊、1960年）。
- (9) 菊池英夫「西域出土文書に見えたる唐代軍制関係用語としての「團」について（一）」（『堀敏一先生古稀記念中国古代の国家と民衆』東京 汲古書院、1995年）。
- (10) 孫繼民『唐代行軍制度研究』（臺北 文津出版社・文史哲大系、1995年）、第10章第1節、参照。
- (11) 菊池英夫「節度使制確立以前における「軍」制度の展開（続）」（『東洋学報』第45巻第1号、1962年）、参照。
- (12) 本項は、關尾「「佃人文書」新探－「堰頭」の性格と職掌に関する予備的考察－」（森田明編『中国水利史の研究』東京 国書刊行会、1995年）の成果を前提にしている。
- (13) 池田、前掲「中国古代の租佃契（中）」、参照。

【録文掲載書略号】

- 『籍帳研究』：池田温『中国古代籍帳研究－概観・録文－』（東京 東京大学出版会、1979年）
『文書』：国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書』（北京 文物出版社、1981～1991年）
『斯坦因』：陳国燦『斯坦因所獲吐魯番文書研究』（武漢 武漢大学出版社、1994年）
『家族村落法』：仁井田陞『中国法制史研究』奴隸農奴法・家族村落法（東京 東京大学出版会、1962年）
「蒲昌府」：日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」（『東方学報』京都第33冊、1960年）

(以上)

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14
荒川正晴方 TEL 0424(81)4633
吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)